

昭和36年4月1日生まれまでの方へ

特別支給の老齢厚生年金請求時には 2つの「特例請求」があります

特別支給の老齢厚生年金を受給できる昭和36年4月1日生まれまでの方は、将来の年金請求時に、下記の「特例請求」に該当するか、ご注意ください。不明な点は年金係へご相談ください。

特例請求A 障害等級が3級以上

【要件】

「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生後、65歳になる前に、

- 障害等級が3級以上の障害状態にあること
- 厚生年金に加入していないこと

【内容】

- ① 65歳に達する前に「老齢基礎年金」に相当する年金（「定額部分」という。）を共済組合に請求できる。
- ② 共済年金・厚生年金加入期間が20年以上あり、対象者がいる場合は、加給年金額も請求できる。



※障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。 ※公的年金制度による障害程度の認定が必要です。

※就職前や退職後の障害等、組合員期間中に初診日のない障害を持つ方も請求可能です。

※老齢厚生年金の請求書には障害状態の申告欄がないため、障害年金を受給していない方は共済組合へご連絡ください。

例えば、学生時代のケガで障害等級3級のAさん（昭和32年2月生まれ）の場合

昭和32年2月生まれのAさんは62歳から受給開始します。



普通より多く
もらえるんだ!

年金の名称	受給開始年齢	62歳	65歳
+α 年金払い退職給付			
2 老齢厚生年金 (経過的職域加算額含む)		(特別支給)	(本来支給)
厚生年金 【該当者のみ】加給年金額		★ ※内容②参照	
老齢厚生年金(定額部分)		★ ※内容①参照	
1 老齢基礎年金(国民年金)			

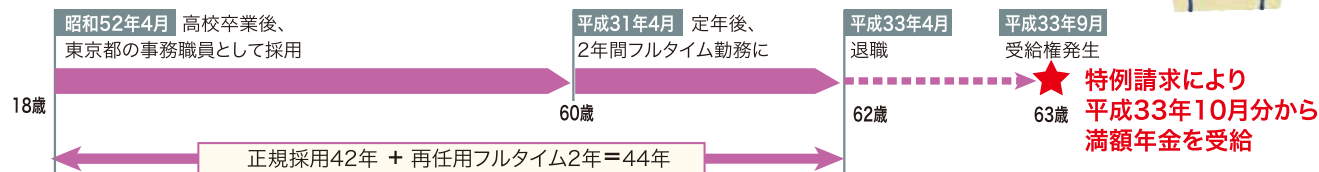
特例請求により
62歳から受給できます

2年フルタイム
やってみよう
かしら

特例請求B 公務員共済組合の加入期間が44年

公立学校共済組合を含む、公務員共済組合の加入期間が44年以上ある方は、厚生年金に加入していないことを要件とし、「A 障害者特例請求」と同様に、65歳まで定額部分及び加給年金額が支給されます。この特例Bは、特別な手続はありません。

例えば、組合員期間が44年あるBさん（昭和33年9月生まれ）の場合



問合せ先 給付貸付課年金係 ☎ 03-5320-6828